

意見・質問等

調達件名：令和5年度ガバメントソリューションサービスに係るモバイル端末等用通信回線サービス等

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
1	意見	別添資料1 要件定義書	4	2	2	2	1	「⑥ デジタル庁の指定するIPv4アドレスを端末のIPv4アドレス（シェアードIP（RFC6598）、プライベートIP（RFC1918））として利用できること。」とありますが、「⑥ デジタル庁の指定するIPv4アドレスを端末のIPv4アドレス（プライベートIP（RFC1918））として利用できること。」と変更いただきたいです。	2.1(3)および2.4に記載の通り、閉域ネットワークでの接続を想定しており、プライベートIP（RFC1918）での割り当てを想定しているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、記載内容は必須要件となりますので、原案のとおりとします。
2	意見	別添資料1 要件定義書	5	2	3	2	1	「⑥ デジタル庁の指定するIPv4アドレス（グローバルIP、シェアードIP、プライベートIPを含む）を端末のIPv4アドレスとして利用できること。」とありますが、「⑥ デジタル庁の指定するIPv4アドレスを端末のIPv4アドレス（プライベートIP（RFC1918））として利用できること。」と変更いただきたいです。	2.1(3)および2.4に記載の通り、閉域ネットワークでの接続を想定しており、プライベートIP（RFC1918）での割り当てを想定しているため。	ご意見を踏まえ検討しましたが、記載内容は必須要件となりますので、原案のとおりとします。
3	意見	別添資料1 要件定義書	5	2	3	1	1	「本調達関係府庁の地方機関等拠点内にはGSSネットワークと地方機関等内のネットワークとの接続のために拠点用ネットワーク機器が設置されている。」 「この拠点用ネットワーク機器は利用可能な2つのSIMスロットを持つ。」 「地方機関等のうち2拠点については、GSSの全国網アクセスサービスを利用せず、SIMを利用したモバイル通信をメイン回線およびバックアップ回線として利用する。」 上記仕様に関して、SIMカードでの提供ではなく、SIMカードを内蔵した終端装置での提供とさせて頂き、拠点用ネットワーク機器へはイーサネット有線接続も可能となるように要件の変更のご検討頂けますでしょうか。	メイン回線とバックアップ回線のSIMを異キャリアとし、かつ通信データ容量を共有とすることが弊社提供の場合は難しいため。	ご意見を踏まえ、SIMカードを内蔵した終端装置から拠点用ネットワーク機器へのイーサネット有線接続も可とします。仕様書の記載内容を修正いたします。
4	意見	別添資料1 要件定義書	5	2	3	2	1	「② メイン回線・バックアップ回線の両方をモバイル通信で行う地方機関等には、異なる移動体通信事業者の無線設備を利用できるようにすること。」 「③通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスBの利用に伴う通信量については、通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスAの通信量に束ねること。」 メイン回線・バックアップ回線の両方をモバイル通信で行う地方機関等については通信データ容量の共有型だけではなく、それぞれデータ容量の上限を設けた形での提供も可能として頂くように要件の変更のご検討頂けますでしょうか。 弊社の場合は通信データ容量の上限はメイン回線は100GB、バックアップ回線は10GBでの提供が可能となります。	メイン回線とバックアップ回線のSIMを異キャリアとし、かつ通信データ容量を共有とすることが弊社提供の場合は難しいため。	ご意見を踏まえ、SIMカードを内蔵した終端装置を利用する場合、通信データ容量の共有型だけではなく、データ容量の上限を設けた形での提供も可とすることし、仕様書の記載内容を修正いたします。
5	意見	別添資料1 要件定義書	4	2	2	2	1	「③ 契約データ通信量を使い切った後においても低速（例：256Kbps）での通信が可能であること。」 上記仕様に関して、低速化の際の速度を128Kbpsと変更のご検討を頂けますでしょうか。	弊社のサービスの仕様上、低速化の際の速度が128Kbpsとなるため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「契約データ通信量を使い切った後においても低速（例：128Kbps）での通信が可能であること」
6	質問等	別添資料1 要件定義書	6	2	4	2	1	「① 0ならびに2.3 で述べた業務端末並びに地方機関等からのモバイル通信を、モバイル通信によるデータ通信を妨げることがない十分な回線帯域（最低2Gbps以上）を持つ専用の閉域網によってデジタル庁が整備運用しているGSSネットワークと相互接続すること。」 「専用の閉域網」とありますが、物理的な専用を意味せず、独立したネットワークという意味合いであって頂けますでしょうか。	要件を正しく把握するため。	ご認識の通り、論理的に独立したネットワークでも問題ございません。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
7	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	6	2	4	2	Ⅰ	「① 0 ならびに 2.3 で述べた業務端末並びに地方機関等からのモバイル通信を、モバイル通信によるデータ通信を妨げることがない十分な回線帯域（最低 2Gbps 以上）を持つ専用の閉域網によってデジタル庁が整備運用している GSS ネットワークと相互接続すること。」とありますが、受注者施設から TYO2 へのアクセス回線がすでに存在する場合、VLAN を分けて NW の独立性や帯域を担保する形で活用して差し支えないでしょうか。	構成を決めるため。	受注者施設から TYO2 へのアクセス回線がすでに存在する場合においても、本調達においては新規回線の構築をお願いします。
8	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	6	2	4	2	Ⅰ	「③ 受注者のデータセンターと TYO2 を接続するアクセス回線を提供すること。 また、アクセス回線は冗長化され、回線の疎通状況が監視可能であること。 なお、受注者は、TYO2 内で GSS の中継ゲート機器と接続可能なルータやアクセス回線終端装置等を設置し、GSS の中継ゲート機器に対して、1GbE または 10GbE により冗長性をもって接続すること。GSS の中継ゲート機器側は、SFP/SFP+ インターフェースを供するので、接続のためのケーブルや光モジュールなどを含めること。」とありますが、キャリア回線を新設する際、TYO2 および当該敷地建物内における受注者にて手配必要な付帯工有無、配管工有無（必要な場合はおおよそ距離）、施工上の制約についてご教示ください。	回線新設に必要な条件を確認するため。	受注者の提供する回線の品質を維持するために必要な付帯工事は受注者の判断および負担において実施をお願いします。
9	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	6	2	4	2	Ⅰ	「⑦ デジタル庁のデータセンターとの通信が不可となった場合等に、受注者およびデジタル庁の操作（端末等の再起動実施を含む）等により通信をパブリック回線へ変更可能であること。」とありますが、パブリック回線の要件（必要帯域、FW 等セキュリティ機能要件有無）をご教示ください。	パブリック回線の要件を確認するため。	必要帯域、FW 等セキュリティ機能要件は、提供事業者が社会通念上インターネットサービスとしているサービスにおいて、供されるものを想定しております。
10	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	6	2	4	2	Ⅰ	「⑦ デジタル庁のデータセンターとの通信が不可となった場合等に、受注者およびデジタル庁の操作（端末等の再起動実施を含む）等により通信をパブリック回線へ変更可能であること。」とありますが、通信不可時の DNS 要件について、名前解決についてはプロバイダの DNS サーバ（インターネット上のホスト名前解決のみ）の提供という想定で良いでしょうか。また、その調達は提案に含める必要はございますか。	名前解決の内容および通信フローの確認のため。	インターネットサービスにおいて提供される DNS サービスにて要件を満たします。
11	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	4	2	2	2	Ⅰ	「⑥ デジタル庁の指定する IPv4 アドレスを端末の IPv4 アドレス（シェアード IP（RFC6598）、プライベート IP（RFC1918））として利用できること。」とありますが、シェアード IP の利用用途についてご教示ください。また、必須要件となりますでしょうか。	要件を正しく把握するため。	利用用途については開示することは出来ません。また、本要件は必須要件となり、NAT 変換による対応も認められません。
12	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	5	2	3	2	Ⅰ	「⑥ デジタル庁の指定する IPv4 アドレス（グローバル IP、シェアード IP、プライベート IP を含む）を端末の IPv4 アドレスとして利用できること。」とありますが、グローバル IP、シェアード IP の利用用途についてご教示ください。また、必須要件となりますでしょうか。	要件を正しく把握するため。	利用用途については開示することは出来ません。また、本要件は必須要件となり、NAT 変換による対応も認められません。
13	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	4	2	2	2	Ⅰ	「⑥ デジタル庁の指定する IPv4 アドレスを端末の IPv4 アドレス（シェアード IP（RFC6598）、プライベート IP（RFC1918））として利用できること。」とありますが、2.3.2 ⑥ ではグローバル IP が含まれております。これらの違いは意図したものでしょうか。	要件を正しく把握するため。	端末 SIM へはグローバル IP を指定する想定がないためとなります。
14	質問等	別添資料Ⅰ 要件定義書	5	2	3	2	Ⅰ	「デジタル庁の指定する IPv4 アドレス」とは、グローバル IP、シェアード IP、プライベート IP のいずれかの IP アドレス体系を指定する認識でよろしいでしょうか。（本調達においては、2.1(3) および 2.4 に記載の通り、閉域ネットワークを利用するため、プライベート IP アドレスのみを使用する想定でおります。） また、貴庁が保持している IP アドレスを持ち込むのではなく、事業者側で準備する理解でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため。	仕様書に記載のとおり、デジタル庁が指定したグローバル IP、シェアード IP、プライベート IP が設定できることを想定しております。

項	意見・質問等	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
15	質問等	別添資料1 要件定義書	5	2	3	2	1	通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスA及びBそれぞれにおいて、グローバルIP、シェアードIP、プライベートIPのいずれかが選択される（混在はない）認識でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため。	通信データ容量共有型モバイルネットワークサービスA及びBそれぞれで別のIPの種類を選択することも想定されます。
16	質問等	別添資料1 要件定義書	6	2	4	1	1	「デジタル庁が供するアクセス回線を通じてTYO2との相互接続を行わなくてはならない。」とありますが、他の記載よりアクセス回線は受注者が準備するものと思われ、「受注者が供する」が正ではないでしょうか。	文章内の記載よりアクセス回線は受注者が準備するものと思われるため。	ご指摘の通り、アクセス回線は受注者にてご準備いただくことを想定しております。以下のとおり修正いたします。「受注者が供するアクセス回線を通じてTYO2との相互接続を行わなくてはならない。」
17	質問等	調達仕様書	7	1	(4)	②	1	令和4年度の調達仕様書とプロジェクト管理者の要件iiが10年以上のプロジェクト管理経験から5年に変更され、資格の所持が要件となったのはどのような理由からでしょうか。プロジェクト管理者となる者が資格を持っていない場合は、10年以上のプロジェクト管理経験にて資格の代わりとすることは可能でしょうか。	令和4年度の調達仕様書から変更されていたため、昨年度の要件が代替となる可能性はあるのか確認させていただきたく存じます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。「10年以上のプロジェクト管理経験を有する、もしくは、5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること」
18	質問等	別添資料1 要件定義書	2	4	1		2	「0ならびに2.3で述べた～」と記述されておりますが、「0」とは2.2のことでしょうか。	0という項目は要件定義書にないため指し示す箇所を確認させていただきたく存じます。	ご指摘のとおり、「2.2」の誤記となります。修正いたします。
19	質問等	別添資料1 要件定義書	2	4	2	①	2	同上	同上	ご指摘のとおり、「2.2」の誤記となります。修正いたします。

注) 種別欄: 意見 [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他] 質問等 [1. 調達仕様書案に対する質問等 2. その他]